

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊達市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県伊達市長

公表日

令和2年8月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険に関する事務とは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他関係法令に基づき行う、被保険者資格に関する事務及び国民健康保険税に関する事務をいう。伊達市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、国民健康保険に関する事務のうち、次に掲げる事務において、個人番号の取得、個人番号の利用を行う。また、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続事務、高額該当回数の引継ぎ事務を実施する必要があり、これらの事務を行うため「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。</p> <p>(1)被保険者資格事務 (2)保険給付事務 (3)被保険者所得情報把握事務 (4)当初賦課決定事務 (5)賦課変更事務 (6)特定健康診査・特定保健指導事務 (7)資格継続事務 (8)高額該当回数の引き継ぎ事務</p>
③システムの名称	<p>1. 国民健康保険システム 2. 宛名システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 国保情報集約システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>(1)宛名ファイル (2)国民健康保険ファイル (3)被保険者情報ファイル (4)高額該当引継ぎ情報ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条(国民健康保険法関係)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p><情報提供が出来る根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれている項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の 別表第二の1、2、3項関係:第1、2、3条(健康保険法関係) 別表第二の4、5項関係:第4、5条(船員保険法関係) 別表第二の26項関係:第19条(生活保護法関係) 別表第二の27項関係:第20条(地方税法関係) 別表第二の30項関係:条項未制定(社会福祉法関係) 別表第二の33項関係:第22条の2(私立学校教職員共済法関係) 別表第二の39項関係:第24条の2(国家公務員共済組合法関係) 別表第二の42項関係:第25条(国民健康保険法関係) 別表第二の58項関係:第31条の2(地方公務員等共済組合法関係) 別表第二の62項関係:第33条(老人福祉法関係) 別表第二の80項関係:第43条(高齢者の医療の確保に関する法律関係) 別表第二の87項関係:第44条(中国残留邦人等支援給付関係) 別表第二の93項関係:第46条(介護保険法関係) ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」等の給付情報の中に国保情報が含まれている項(9、12、15、17、22、78、97、106、109の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の 別表第二の9項関係:第8条(児童福祉法関係) 別表第二の12、15項関係:第10条の2、第11条の2(児童福祉法関係) 別表第二の17項関係:第12条の3(予防接種法関係) 別表第二の22項関係:第15条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係) 別表第二の78項関係:第41条の2(雇用保険法関係) 別表第二の97項関係:第49条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係) 別表第二の106項関係:第53条(独立行政法人日本学生支援機構法関係) 別表第二の109項関係:第55条の2(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 国保年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>【国民健康保険システム、宛名システム、国保情報集約システムに関して】 伊達市役所健康福祉部国保年金課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1198</p> <p>【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1111</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険に関する事務とは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他関係法令に基づき行う、被保険者資格に関する事務及び国民健康保険税に関する事務をいう。伊達市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、国民健康保険に関する事務のうち、次に掲げる事務において、個人番号の取得、個人番号の利用を行う。 (1)被保険者資格事務(2)保険給付事務(3)被保険者所得情報把握事務(4)当初賦課決定事務(5)賦課変更事務(6)特定健康診査・特定保健指導事務	国民健康保険に関する事務とは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他関係法令に基づき行う、被保険者資格に関する事務及び国民健康保険税に関する事務をいう。伊達市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、国民健康保険に関する事務のうち、次に掲げる事務において、個人番号の取得、個人番号の利用を行う。また、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続事務、高額該当回数を引き継ぎ事務を実施する必要がある、これらの事務を行うため「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。 (1)被保険者資格事務(2)保険給付事務(3)被保険者所得情報把握事務(4)当初賦課決定事務(5)賦課変更事務(6)特定健康診査・特定保健指導事務(7)資格継続事務(8)高額該当回数の引き継ぎ事務	事前	平成29年度より国保情報集約システムとの連携テストが開始されるため。
平成29年2月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称		5.国保情報集約システム	事前	平成29年度より国保情報集約システムとの連携テストが開始されるため。
平成29年2月1日	2. 特定個人情報ファイル名		(3)被保険者情報ファイル (4)高額該当引き継ぎ情報ファイル	事前	平成29年度より国保情報集約システムとの連携テストが開始されるため。
平成30年9月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成29年8月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成30年9月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成29年8月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成30年9月1日	I 4.①「実施の有無」	未定	実施する	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 3.「法令上の根拠」	番号法第九条第一項別表第一の30の項	番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条(国民健康保険法関係)	事後	
令和1年6月26日	I 4.②「法令上の根拠」	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	<情報提供が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に 「医療保険給付関係情報」が含まれている項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) <中略>、主務省令の条項を追記 ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に 「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」等の給付情報の中に国保情報が含まれている項(9、12、15、17、22、78、97、106、109の項) <中略>、主務省令の条項を追記	事後	
令和1年6月26日	I 8.「特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」	伊達市役所健康福祉部国保年金課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1198	【国民健康保険システム、宛名システム、国保情報集約システムに関して】 伊達市役所健康福祉部国保年金課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1198 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1111	事後	
令和1年6月26日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成30年8月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	Ⅱ 2.「いつの時点の計数か」	平成30年8月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	—	記載のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針の変更に伴う様式改正のため
令和1年9月18日	Ⅳリスク対策	—	記載のとおり	事後	再確認に伴う記述内容変更のため
令和2年8月7日	Ⅱ 1.「いつの時点の計数か」	令和元年6月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和2年8月7日	Ⅱ 2.「いつの時点の計数か」	令和元年6月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	